

鹿児島県公報

令和7年12月23日(火) 第680号の7



発行鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集総務部学事法制課
定例発行日(毎週火, 金)

目次

(※については例規集登載事項)

ページ

規則

- 鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則等の一部を改正する規則(※)
(人事課取扱い) 1
○単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(※)
(人事課取扱い) 4

告示

- 会計年度任用職員の給料について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等及び会計年度任用職員の報酬について任命権者が人事委員会と協議して定める額の一部改正
(※)
(人事課取扱い) 9

規則

鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第79号

鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則(昭和29年鹿児島県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「4,400円」を「4,700円」に改め、同項ただし書中「2,200円」を「2,350円」に改め、同条第2項中「21,000円」を「22,500円」に改め、同項ただし書中「10,500円」を「11,250円」に改め、同条第3項中「6,100円」を「6,400円」に改め、同項ただし書中「3,050円」を「3,200円」に改める。

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第2条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年鹿児島県規則第74号)の一部を次のように改正する。

表中「栄養士」の次に「, 管理栄養士」を加える。

(鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則の一部改正)

第3条 鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則(昭和36年鹿児島県規則第119号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

416,600	370,400	310,000	51,600
416,600	370,400	310,000	51,600
416,600	370,400	310,000	51,600
416,600	370,400	310,000	51,600
416,600	370,400	310,000	51,600

416,600	370,400	310,000	51,600
416,600	370,400	310,000	49,800
416,600	370,400	310,000	48,000
416,600	370,400	310,000	46,200
416,600	370,400	310,000	44,400
416,600	370,400	310,000	42,600
416,600	370,400	310,000	40,800
416,600	370,400	310,000	39,000
416,600	370,400	310,000	37,200
416,600	370,400	310,000	35,800
416,600	370,400	310,000	34,400
412,200	366,400	306,700	33,000
407,800	362,400	303,400	31,600
403,400	358,400	300,100	30,200
399,000	354,400	296,800	28,800
394,600	350,400	293,500	27,400
378,600	336,400	281,500	26,800
360,100	320,400	268,000	26,200
341,100	303,900	254,500	25,200
322,100	287,400	241,000	24,600
302,600	270,900	227,500	24,000
281,600	251,400	210,500	23,400
260,600	231,900	193,500	22,800
239,600	212,400	176,500	22,000
217,600	192,900	159,500	21,700
195,600	172,400	142,000	21,300
173,600	151,900	124,500	20,700
150,600	131,400	107,000	19,800
127,600	109,900	87,000	18,900
104,600	88,400	67,000	18,200

を

417,600	371,300	310,800	52,100
417,600	371,300	310,800	52,100
417,600	371,300	310,800	52,100
417,600	371,300	310,800	52,100
417,600	371,300	310,800	52,100
417,600	371,300	310,800	52,100
417,600	371,300	310,800	50,300
417,600	371,300	310,800	48,500
417,600	371,300	310,800	46,700
417,600	371,300	310,800	44,900
417,600	371,300	310,800	43,100
417,600	371,300	310,800	41,300
417,600	371,300	310,800	39,500
417,600	371,300	310,800	37,700
417,600	371,300	310,800	36,300
417,600	371,300	310,800	34,900
413,200	367,300	307,500	33,500
408,800	363,300	304,200	32,100
404,400	359,300	300,900	30,700

に改める。

13,900	14,200
13,200	13,600
12,700	13,100

」

(鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正)

第4条 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則(昭和44年鹿児島県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号ア中「100分の121.5以上100分の315」を「100分の124以上100分の322.5」に、「100分の143.5以上100分の375」を「100分の146以上100分の382.5」に改め、同号イ中「100分の112.5以上100分の121.5」を「100分の115以上100分の124」に、「100分の132.5以上100分の143.5」を「100分の135以上100分の146」に改め、同号ウ及びエ中「100分の103.5」を「100分の106」に、「100分の123.5」を「100分の126」に改め、同項第2号ア中「100分の87.5以上100分の262.5」を「100分の90以上100分の265」に改め、同号イ及びウ中「100分の77.5」を「100分の80」に改める。

第15条第1項第1号中「100分の51」を「100分の53.5」に、「100分の62」を「100分の64.5」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の49.25」を「100分の51.75」に、「100分の58.5」を「100分の61」に改める。

(初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第5条 初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和60年鹿児島県規則第67号)の一部を次のように改正する。

別表第2エの表栄養士の項中「栄養士」の次に「及び管理栄養士」を加え、同表診療エックス線技師の項を削り、同表歯科衛生士の項を次のように改める。

歯科衛生士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
	高校専攻科卒	1級7号給

別表第2エの表備考1中「栄養士」の次に「、管理栄養士」を加え、「、診療エックス線技師」を削る。

別表第6エの表備考以外の部分中「栄養士」を「栄養士
管理栄養士」に改め、同表備考2中「栄養士」の次に「、「管理栄養士」」を加え、「又は「視能訓練士」を「、「視能訓練士」又は「歯科衛生士」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則の規定及び第3条の規定による改正後の鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則の規定は令和7年4月1日から、第4条の規定による改正後の鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の規定は同年12月1日から適用する。

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第80号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則(昭和32年鹿児島県規則第77号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条, 第3条関係)

現業職給料表

職員 の区分 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円
前再	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
任用	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
短時	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
間勤	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
務職員以	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
外の職員	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
	37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
	38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
	39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
	40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
	41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
	42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
	43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
	44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300

45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
62	250,100	268,100	296,900	322,900	
63	250,400	268,400	297,500	323,500	
64	250,600	268,700	298,000	324,100	
65	250,800	268,900	298,500	324,700	
66	251,100	269,200	299,000	325,100	
67	251,400	269,500	299,500	325,500	
68	251,600	269,700	300,000	326,000	
69	251,800	269,900	300,400	326,300	
70	252,100	270,200	300,800	326,800	
71	252,400	270,500	301,200	327,300	
72	252,600	270,700	301,600	327,700	
73	252,800	270,900	302,000	327,900	
74	253,100	271,200	302,300	328,200	
75	253,400	271,500	302,700	328,400	
76	253,600	271,700	303,100	328,700	
77	253,800	271,900	303,500	329,000	
78	254,100	272,200	303,900	329,300	
79	254,400	272,500	304,300	329,600	
80	254,600	272,700	304,700	329,800	
81	254,800	272,900	305,000	330,000	
82	255,100	273,200	305,500	330,300	
83	255,300	273,500	305,900	330,600	
84	255,600	273,700	306,400	330,800	
85	255,800	273,900	306,700	331,000	
86	256,000	274,100	307,200	331,200	
87	256,300	274,400	307,700	331,500	
88	256,600	274,700	308,000	331,800	
89	256,800	274,900	308,400	332,000	
90	257,100	275,100	308,900	332,300	
91	257,400	275,400	309,400	332,600	
92	257,600	275,600	309,900	332,800	

		257,800	275,900	310,200	333,000	
	93	258,100	276,200	310,600	333,300	
	94	258,400	276,500	311,000	333,600	
	95	258,600	276,700	311,500	333,800	
	96					
	97	258,800	276,900	311,900	334,000	
	98	259,100	277,200	312,300		
	99	259,400	277,400	312,600		
	100	259,600	277,700	312,900		
	101	259,800	277,900	313,200		
	102	260,100	278,100	313,600		
	103	260,400	278,400	313,900		
	104	260,600	278,700	314,300		
	105	260,800	278,900	314,600		
	106		279,100	315,000		
	107		279,400	315,400		
	108		279,600	315,600		
	109		279,900	315,800		
	110		280,200	316,100		
	111		280,500	316,400		
	112		280,700	316,600		
	113		280,900	316,800		
	114		281,200	317,100		
	115		281,400	317,400		
	116		281,600	317,600		
	117		281,900	317,800		
	118		282,200	318,100		
	119		282,500	318,400		
	120		282,700	318,600		
	121		282,900	318,800		
	122		283,100	319,100		
	123		283,400	319,400		
	124		283,700	319,600		
	125		283,900	319,800		
	126		284,100	320,100		
	127		284,400	320,400		
	128		284,700	320,600		
	129		284,900	320,800		
	130		285,100			
	131		285,400			
	132		285,700			
	133		285,900			
	134		286,100			
	135		286,400			
	136		286,700			
	137		286,900			
定年 前再 任用		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円

短時間勤務職員		206,200	217,300	235,900	257,800	290,200
---------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考 職員の給料月額は、この表に掲げる給料月額に100分の101.08を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)とする。

別表第4 技能免許職の項中「1級13号給」を「1級17号給」に、同表電話交換手の項及び衛視の項中「1級9号給」を「1級13号給」に、同表その他の項中「1級1号給」を「1級5号給」に改める。

附 則

- この規則中別表第1の改正規定及び次項から附則第4項までの規定は公布の日から、別表第4の改正規定は令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 改正後の規則別表第1の規定を適用する場合においては、改正前の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則別表第1の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則別表第1の規定による給与の内払とみなす。
- 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年鹿児島県条例第58号）の適用を受ける職員の例による。

告 示

鹿児島県告示第747号

令和4年3月29日鹿児島県告示第329号（会計年度任用職員の給料について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等及び会計年度任用職員の報酬について任命権者が人事委員会と協議して定める額）の一部を次のように改正し、令和7年12月23日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和7年4月1日から適用する。

改正後の告示の規定を適用する場合においては、改正前の告示の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の告示の規定による報酬の内払とみなす。

令和7年12月23日

鹿児島県知事 塩田康一

本則の2の表を次のように改める。

区分		報酬額
総務部	学生相談員	1時間につき3,680円
	職員カウンセラー	日額 10,980円
	非常勤講師	学外講師（第一部） 1時間につき6,130円
		学外講師（第二部） 1時間につき6,570円
		学内講師（第二部） 1時間につき5,030円
	実習補助員	1時間につき3,000円
	非常勤宿直員	昼間勤務 日額 6,720円 夜間勤務 日額 11,950円
	臨床心理相談員	日額 10,980円
	国際交流員	月額 380,000円以内
保健福祉部	医療給付専門指導員	日額 12,160円
	狂犬病予防員	日額 13,350円
	児童生活指導員	中央児童相談所に勤務し、時間額支給の報酬を受ける職員 1時間につき1,540円
		大島児童相談所に勤務し、時間額支給の報酬を受ける職員 1時間につき1,650円
	上記を除く職員	月額 212,370円
	食肉検査員	日額 16,270円
	ハブ対策専門員	日額 11,300円

	非常勤医師	小児科医（1週間当たりの勤務時間が18時間以内の者に限る。）	1時間につき6,500円
		上記を除く職員	1時間につき10,270円
非常勤歯科医師		日額 14,670円	
非常勤獣医師		日額 13,350円	
商工労働水産部	職業訓練講師		日額 15,730円
	知的財産活用推進員		日額 11,840円
	労働問題相談員		日額 12,800円
農政部	家畜防疫指導員		日額 15,620円
	食品加工事業者連携推進員		日額 11,840円
土木部	非常勤警備員	昼間勤務	日額 6,750円
		夜間勤務	日額 11,080円
危機管理防災局	災害応急業務嘱託員	昼間勤務	日額 10,740円
		夜間勤務	日額 16,400円